平成２３年（フ）第３１８２号
愛知県春日井市六軒屋町２丁目101番地１
破産者　有限会社ベクトルＵＰ
１　決定年月日　平成25年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３５９号
愛知県小牧市大字大草字大野5786番地の25
破産者　有限会社しの木化成
１　決定年月日　平成25年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１００５号
名古屋市中村区稲西町123番地の２
破産者　株式会社ヤマショウ
１　決定年月日　平成25年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３号
京都府宮津市字波路2229番地
破産者　有限会社安田土木
１　決定年月日　平成25年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第１０号
大阪市西区京町堀１丁目６番４号
破産者　アドクリエイション株式会社
１　決定年月日　平成25年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２号
島根県江津市都野津町1538―４　第２秋吉アパートＢ―５、開始決定時の住所島根県江津市二宮町神主ハ510番地６
破産者　井内　　甲
１　決定年月日　平成25年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第１０７号
鹿児島県志布志市志布志町帖3945番地２、前住所鹿児島県志布志市志布志町帖3951番地
破産者　盛田　義秋
１　決定年月日　平成25年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第３５９号
沖縄県那覇市三原３丁目７番19号
破産者　株式会社ＮＯＣＯ
１　決定年月日　平成25年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５１６号
北海道旭川市豊岡４条５丁目３番３号
破産者　株式会社タケトー
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６１号
盛岡市盛岡駅前通１番44号
破産者　株式会社フォーレスタ
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２０号
栃木県那須塩原市二つ室16番地24
破産者　株式会社君島工務店
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第４３７号
神奈川県座間市栗原中央６丁目10番19号
破産者　有限会社エコリフォーム
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第７５号
石川県小松市浜佐美本町10番地
破産者　木村絹織株式会社
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第８７号
石川県加賀市山代温泉ル37番地１
破産者　有限会社中村屋
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第１９１号
岐阜県山県市梅原1495番地
破産者　大野眞紀子
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第６１号
京都府相楽郡精華町大字下狛小字林前10―８
破産者　株式会社中央鍵巧
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４１号
鳥取県米子市旗ケ崎７丁目１番29号
破産者　株式会社大峠
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第３７８号
岡山市中区門田屋敷２丁目１番２号、旧住所岡山市北区中山下１丁目５番55号スプランドゥール中山下306号
破産者　村上　晴彦
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１８号
高知市朝倉南町４番18―９号　メゾンド朝倉101
破産者　北川　直実
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第４４号
秋田県由利本荘市中田代字後口開27番地４
破産者　髙野　　満
１　決定年月日　平成25年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第１３５号
茨城県つくば市大曽根2748番地
破産者　**栁**町　里子
１　決定年月日　平成25年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係